

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料

平成 30 年 9 月

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成30年9月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例(詳細用途分類)														
中間物																
101	中間物	<p>中間物は、出荷先で化学反応の原料として用いられる薬剤で、使用量のほぼ全量が化学反応を起こし、かつ、得られる化合物の分子構造上の構成要素となるもの。合成原料、重合原料(モノマー、プレポリマー)、重合開始剤等が該当する。また、金属元素(例えばクロム)を製造し、出荷するために使用する金属塩(クロム酸)等も中間物に該当する。ただし、以下①～⑤の場合、中間物に該当しない。</p> <p>①「得られる化合物」の分子構造上の構成要素とならない酸化剤や還元剤、官能基修飾剤等の薬剤は、#110-dを選択する。</p> <p>②過剰に用いられるために「ほぼ全量が化学反応を起こし」に該当しないラジカル重合、イオン重合及び重縮合反応の重合停止(禁止)剤等の薬剤は、#110-dを選択する。</p> <p>③未反応原料が生成物との混合物として出荷される場合は、未反応分については中間物としては扱わず、当該混合物の用途(#102以降)のzを選択する。</p> <p>④化学反応を起こさせることにより得られるものが製品となっていたり、その化学反応の及ぶところが局限されている場合は、中間物としては扱わず、#110以降のそれぞれ該当する用途番号を選択する。例えば、塗料、インキ、接着剤、レジスト、プラスチック成形、合成ゴム及び無機材料等で使用される反応成形用原料、バインダー成分前駆体のモノマー、オリゴマーおよびプレポリマー、架橋剤や硬化剤、光酸・塩基発生剤、発泡剤、加硫促進剤、めっき等の表面処理剤及び電気・電子用途に使用される封止剤などがある。</p> <p>⑤鑄造鑄型用の粘結剤(結合剤)や水処理剤として使用される脱酸素剤(防食剤)のように、化学反応を起こしているが、その生成物が廃棄物となり分離使用されることがない場合も中間物とせず、#110以降の該当する用途番号を選択する。</p> <table border="1" data-bbox="526 534 896 635"> <tr> <td>a</td> <td>合成原料、重合原料、プレポリマー</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>重合開始剤</td> </tr> <tr> <td>z</td> <td>その他</td> </tr> </table>	a	合成原料、重合原料、プレポリマー	b	重合開始剤	z	その他								
a	合成原料、重合原料、プレポリマー															
b	重合開始剤															
z	その他															
溶剤																
<p>溶剤は、他の物質を溶かし込ませる液体及び超臨界流体。なお、分散系(エマルジョン、サスペンション)の液体の分散媒も合わせて溶剤と呼ぶ。また、溶剤と類似用途であるエアゾール噴射剤として用いられる液化ガス、圧縮ガス及び物理発泡剤も含める。なお、化審法で高分子化合物に該当する薬剤は溶剤とせず、#110以降の該当する用途を選択する。</p>																
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	<p>塗料・ワニス・コーティング剤・インキ・複写・殺生物剤に用いられる溶剤。また、溶剤への添加剤(界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など)は、#115-h、#116-g、#118-b、#119-dまたは#120-fを選択する。</p> <table border="1" data-bbox="526 837 1176 1070"> <tr> <td>a</td> <td>塗料用溶剤、塗料希釈剤</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>塗料剥離剤</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>ワニス用溶剤</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ洗浄剤、複写用溶剤</td> </tr> <tr> <td>f</td> <td>殺生物剤用溶剤</td> </tr> <tr> <td>z</td> <td>その他</td> </tr> </table>	a	塗料用溶剤、塗料希釈剤	b	塗料剥離剤	c	ワニス用溶剤	d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤	e	インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ洗浄剤、複写用溶剤	f	殺生物剤用溶剤	z	その他
a	塗料用溶剤、塗料希釈剤															
b	塗料剥離剤															
c	ワニス用溶剤															
d	コーティング剤用溶剤、レジスト塗布用溶剤															
e	インキ用溶剤、電子デバイス用溶剤、インキ洗浄剤、複写用溶剤															
f	殺生物剤用溶剤															
z	その他															
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	<p>接着剤・粘着剤・シーリング材に用いられる溶剤。また、溶剤への添加剤(界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など)は、#123-f又は#144-zを選択する。</p> <table border="1" data-bbox="526 1141 896 1305"> <tr> <td>a</td> <td>接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>接着用溶剤</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>シーリング材用溶剤</td> </tr> <tr> <td>z</td> <td>その他</td> </tr> </table>	a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤	b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤	c	接着用溶剤	d	シーリング材用溶剤	z	その他				
a	接着剤用溶剤、粘着剤用溶剤															
b	接着剤剥離用溶剤、糊剥離用溶剤															
c	接着用溶剤															
d	シーリング材用溶剤															
z	その他															
104	金属洗浄用溶剤	<p>非水系及び準水系の金属洗浄用溶剤が該当する。ただし、水系洗浄剤は、#112又は#113を選択する。ここで、金属とは金属材料から金属製品(装置も含む)までの全てを含む。また、溶剤への添加剤(界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など)は、#110-c/z又は#133-zを選択する。ただし、塩素含有フロン類は#104-zを選択する。非水系洗浄剤とは、炭化水素系・アルコール系・フッ素系・臭素系、塩素系洗浄剤など。準水系洗浄剤とは、有機溶剤と水を組み合わせたタイプの洗浄剤。なお、水系洗浄剤(#112、#113)とは、水で希釈して使用する、アルカリ、中性、酸性の3種類に分類される洗浄剤。</p> <table border="1" data-bbox="526 1444 828 1466"> <tr> <td>a</td> <td>金属洗浄用溶剤(塩素系)</td> </tr> </table>	a	金属洗浄用溶剤(塩素系)												
a	金属洗浄用溶剤(塩素系)															

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成30年9月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例(詳細用途分類)	
		z	その他
105	クリーニング洗浄用溶剤 (洗濯業での用途に限る。)	非水系及び準水系洗浄剤で、洗濯業において衣料を洗浄する際に用いられる溶剤が該当する。ただし、水系洗浄剤は、#112を選択する。また、溶剤への添加剤(界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など)は、#110-c又は#110-zを選択する。	
		a	ドライクリーニング溶剤
		b	染み抜き溶剤、ドライクリーニング溶剤抽出剤
		z	その他
106	その他の洗浄用溶剤(104及び105に掲げるものを除く。) [#104,105を除く]	上記#104、#105以外の非水系及び準水系の洗浄剤で、化学工業や印刷業の他にプラスチック工業、繊維工業、窯業、電気・電子工業等又は家庭用・業務用で金属以外の洗浄に用いられる洗浄用溶剤が該当する。また、溶剤への添加剤(界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など)は、洗浄対象用途の類似詳細用途(#124又は#138)を選択する。但し、洗浄対象用途が不明の場合は、#110-c又は#110-zを選択する。	
		a	レジスト現像用溶剤、レジスト剥離用溶剤
		z	その他
107	工業用溶剤(102から106までに掲げるものを除く。) [#102-106を除く]	上記(#102~106)以外で、主に工・鉱業で用いられる溶剤、分散媒が該当する。ただし、溶剤への添加剤(界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など)は#110-c又は#110-zを選択する。ただし、紡糸・製膜(成膜)用溶剤の添加剤は、#125または#127を選択する。	
		a	合成反応用溶剤
		b	紡糸用溶剤、製膜(成膜)用溶剤
		c	分離・精製用溶剤
		d	希釈溶剤
		z	その他
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	液化ガスや圧縮ガスの物理変化による噴射力等を利用する用途に用いられる薬剤。エアゾールとは、気体中に固体又は液体の微粒子が分散浮遊しているコロイド状態をいう。エアゾール用溶剤は、そのエアゾールを作る際に用いられる溶剤。物理発泡剤は、材料を発泡させる発泡剤(化学発泡剤(#121-c参照)と物理発泡剤に分類される)の一種。	
		a	エアゾール噴射剤、希釈剤
		b	物理発泡剤
		z	その他
109	その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。)	上記#102~108に含まれない、その他の溶剤はここに該当する。なお、溶剤への添加剤(界面活性剤、溶解補助剤、可溶化剤、酸、塩基、防錆剤など)は#110-c又は#110-zを選択する。	
		z	その他の溶剤
溶剤以外		主剤を補助する薬剤の詳細用途は、特段用途が設けられていない場合は、原則として、主剤と同じ詳細用途とする。	
110	化学プロセス調節剤	化学プロセス調節剤は、化学プロセスに関わる単位操作(例えば、反応、発酵、分離・精製、攪拌・混合、伝熱、流動、調湿・乾燥、集塵、成形、洗浄など)の制御等のために用いられる薬剤の総称。ただし、化学プロセス操作に関する(詳細)用途が他に設定されている場合には、#110とはせず、当該用途を優先して選択する。例えば、溶剤は#102~#109、工業用途の水系洗浄剤は#112、表面処理剤は#134、電気・電子材料用プロセスは#138、水処理剤は#140、吸着剤は#141、熱媒体は#142、鉱業・金属業の分離・精製プロセス剤は#146を選択する。 なお、石油精製等の製造プロセス調節剤は#110に該当する。	
		a	触媒、触媒担体
		b	イオン交換樹脂、イオン交換膜、分離膜、隔膜、濾過補助剤(脱媒助剤等)
		c	乳化剤、分散剤
		d	重合調節(停止)剤、重合禁止剤、安定剤
		e	光学分割剤
		z	その他

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成30年9月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）
111	着色剤(染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。) [#112,113,115,116,125,126,129 を除く]	着色するための染料、顔料、色素及び色材及びこれらが用いられるときに使用する助剤や添加剤が該当する。ただし、水系洗浄剤(#112,#113)、塗料(#115)、インキ(#116)、繊維処理剤(#125)、紙・パルプ薬品(#126)及び皮革処理剤(#129)として用いられる着色剤は除く。 a 着色剤(染料、顔料、色素、色材) b 蛍光増白剤 c 発色剤、発色助剤 z その他
112	水系洗浄剤 (工業用のものに限る。) [#125,126,129,130,133 を除く]	水系洗浄剤の基本成分は、界面活性剤、ビルダー、添加(補助)剤、防錆剤などから構成される。化学的性状から分類すると、酸性洗浄剤、中性洗浄剤、アルカリ洗浄剤に分けられる。電解洗浄などの種々の洗浄方法で用いられる薬剤もここに該当する。 (工業用)とは、電気・電子部品や金属・機械部品、精密部品等を洗浄する際や、反応装置等を洗浄する際など工業的な生産活動および洗濯業において消費される場合が該当する。 ただし、対象材料(対象製品)の製造・加工段階の洗浄に使用する薬剤で、「洗浄剤」、「漂白剤」、「加工助剤(その内、洗浄に用いられるもの)」等の詳細用途名(y,z は除く)が他に明記されている場合は、当該用途を優先的に選択する(例えば、繊維処理剤(#125)、紙・パルプ薬品(#126)、皮革処理剤(#129)、ガラス、ほうろう、セメント(#130)、金属製造加工用資材(#133)等がある)。設定されていない場合にはここに該当する。 なお、種々の材料からなる製品(繊維、紙、皮革、プラスチック、ゴム、金属、無機材料等)の使用段階の工業的洗浄(洗濯業を含む)に用いる水系洗浄剤は、ここに該当する。 a 界面活性剤(石鹼・合成洗剤用) b 無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤 c ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(消泡剤等) d 防錆剤 z その他
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。) [#125,126,129,130,133 を除く]	(家庭用又は業務用)とは、最終的に家庭などで衣類の汚れや住まいの汚れを洗浄するために一般消費者個人によって消費される場合や、業務用としてオフィスビル、公園の清掃など工業的な生産活動に直接関係なく消費される場合が該当する。 ただし、食品衛生法に規定する「洗浄剤(洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄用に供されるもの)」及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)(以降、薬機法と記載する)に規定する「医薬品」、「医薬部外品」、「化粧品」に該当する水系洗浄剤は、化審法の適用除外であるため製造数量等の届出は必要ない。 a 界面活性剤(石鹼・合成洗剤・ウインドウォッシャー液用) b 柔軟剤 c 無機アルカリ、有機アルカリ、無機酸、有機酸、漂白剤 d ビルダー(キレート剤、再付着防止剤等)、添加(補助)剤(酵素、蛍光増白剤、紫外線吸収剤等) e 香料 z その他
114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。) [#121-a,121-b,121-c,121-d,121-e,121-f,121-g,121-h,121-i,121-j,121-k,121-l,121-m,121-n,121-o,121-p,121-q,121-r,121-s,121-t,121-u,121-v,121-w,121-x,121-y,121-z を除く]	天然ワックス(動植物由来、鉱物・石油等由来のもの)、合成ワックス(炭化水素を化学合成して作る)、加工・変性ワックス(酸化ワックス、配合ワックス、変性モンタンワックス、その他)があるが、この用途には、後2者が該当し、床用、自動車用、皮革用などのコーティング用途が該当する。また、これらを用いるときに使用する助剤や添加剤も含まれる。 ろうそく用やマッチ用は#121-d、タイヤの老化防止剤は#128-e、包装材料用#126-f、クレヨン用#116-a、トナー離型剤#116-h、潤滑剤は#136-e、絶縁材は#138-e、造形材料(Mw>1000)は#127-a、鑄造用(ロストワックス、離型剤)は#133-d、等を選択する。 a ワックス b 乳化剤、分散剤 z その他

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成 30 年 9 月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）	
	(レジストインキを除く。)	g	乳化剤、分散剤、濡れ剤、浸透剤、造膜助剤
		h	電荷制御剤、流動性付与剤、研磨性付与剤、滑り性付与剤
		i	乾燥促進剤、湿潤剤
		z	その他
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	船底や魚網の表面に有害な生物が付着するのを防ぐために用いられる殺生物剤(#118を参照)。船底塗料は、船底の腐食防止・生物付着防止・生物侵入防止などに用いる塗料。	
		a	防汚剤用樹脂[添加剤も含む]
		b	船底塗料用防汚剤
		c	漁網用防汚剤
		z	その他
118	殺生物剤 (成形品に含まれるものに限る。) [#115,117,123,125,136,137を除く]	殺生物剤は、有害生物の働きを無害化するために用いられる農薬、医薬以外の薬剤すべてが該当する。抗菌剤、消毒剤、防腐剤、防汚剤、忌避剤など幅広い用途の薬剤が対象となり、添加剤や助剤も含まれる。ただし、#118～120においては、薬機法の適用対象である衛生害虫用の殺虫剤や殺菌・消毒剤に関する用途は除外する。成形品には、木材・木製品、プラスチック製品、ガラス製品、陶磁器製品、金属製品などが該当する。ただし、これらの薬剤が塗料(#115)、船底塗料用・漁網用防汚剤(#117)、接着剤(#123)、合成繊維(#125)、作動油・絶縁油・潤滑油(#136)又は金属加工油(#137)の添加剤として用いられる場合は、それぞれ該当する用途番号を選択する。また、これらの薬剤の溶剤は、#102-fを選択する。	
		a	殺菌剤、殺虫剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤(細菌増殖抑制剤、木材の防腐剤、防蟻剤)
		b	展着剤、乳化剤、分散剤
		z	その他
119	殺生物剤(工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。) [#126,140を除く]	殺生物剤の用語の定義は、#118を参照。ただし、これらの薬剤が紙・パルプ薬品(#126-i)及び水処理剤(#140-a)の添加剤として用いられる場合は、それぞれ該当する用途番号を選択する。また、これらの薬剤の溶剤は、#102-fを選択する。 (工業用)とは、工業的な生産活動に伴って消費される用途で、ここでは、工業製品を殺菌、滅菌等をする際や、反応装置等を殺菌、滅菌等をする際などの用途が該当する。ただし、成形品を抗菌するなどの目的に用いる殺生物剤は、#118を選択する。	
		a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)
		b	ガス滅菌剤、燻蒸剤、燻煙剤
		c	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、抗菌剤
		d	展着剤、乳化剤、分散剤
		z	その他
120	殺生物剤 (家庭用又は業務用のものに限る。)	殺生物剤の用語の定義は、#118を参照。また、これらの薬剤の溶剤は、#102-fを選択する。 (家庭用又は業務用)とは、一般消費者個人によって消費される場合や、業務用としてオフィスビル、公園の清掃など工業的な生産活動に直接関係なく消費される用途で、ここでは、そのような用途で害虫を駆除する場合などが該当する。	
		a	不快害虫用殺虫剤(害虫駆除剤、昆虫誘引剤、共力剤)
		b	繊維用・紙用防虫剤
		c	シロアリ駆除剤、防蟻剤
		d	殺菌剤、消毒剤、防腐剤、防かび剤、抗菌剤、除菌剤
		e	非農耕地用除草剤
		f	展着剤、乳化剤、分散剤
		z	その他

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成 30 年 9 月）

用途 番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）																		
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	<p>使用時に反応して、その時の発生ガスの圧力または発生熱（#147 を除く）を利用することによって機能を発揮する薬剤が該当する。</p> <p>火薬類は、利用価値のある爆発物で火薬、爆薬及び火工品に分けられる。火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いは火薬類取締法で規制されている。</p> <p>化学発泡剤は、材料を発泡させる発泡剤（化学発泡剤と物理発泡剤（#108-b 参照）に分類される）の一種。</p> <p>固形燃料は、人工的に固形化した固体燃料で、天然のものは該当しない。</p> <table border="1" data-bbox="526 264 2145 432"> <tr><td>a</td><td>火薬、爆薬、火工品[#121-bを除く]、煙火</td></tr> <tr><td>b</td><td>自動車安全部品用ガス発生剤</td></tr> <tr><td>c</td><td>化学発泡剤</td></tr> <tr><td>d</td><td>固形燃料</td></tr> <tr><td>z</td><td>その他</td></tr> </table>	a	火薬、爆薬、火工品[#121-bを除く]、煙火	b	自動車安全部品用ガス発生剤	c	化学発泡剤	d	固形燃料	z	その他								
a	火薬、爆薬、火工品[#121-bを除く]、煙火																			
b	自動車安全部品用ガス発生剤																			
c	化学発泡剤																			
d	固形燃料																			
z	その他																			
122	芳香剤又は消臭剤 [洗浄剤用香料は#113]	<p>芳香剤、消臭剤は、香気を製品又は空間に付与するために用いられる薬剤と臭気を除去・緩和するために用いられる薬剤の総称。</p> <p>ただし、吸着による消臭・脱臭は#141 を、燃料に用いられる着臭剤は#147 を、洗浄剤用香料は#113 を選択する。</p> <table border="1" data-bbox="526 504 2145 703"> <tr><td colspan="2">(廃止)</td></tr> <tr><td>b</td><td>芳香剤</td></tr> <tr><td>c</td><td>消臭剤</td></tr> <tr><td>d</td><td>乳化剤、分散剤</td></tr> <tr><td>e</td><td>香料[#113-e 及び#122-b,c を除く]</td></tr> <tr><td>z</td><td>その他</td></tr> </table>	(廃止)		b	芳香剤	c	消臭剤	d	乳化剤、分散剤	e	香料[#113-e 及び#122-b,c を除く]	z	その他						
(廃止)																				
b	芳香剤																			
c	消臭剤																			
d	乳化剤、分散剤																			
e	香料[#113-e 及び#122-b,c を除く]																			
z	その他																			
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	<p>接着剤は、物体の間に介在することによって物体を結合することができる薬剤。なお、重合接着に用いる薬剤は#123 に該当するが、溶剤接着に用いる溶剤は#103-c を選択する。</p> <p>粘着剤は、常温で粘着性を有し軽い圧力で被着材に接着する薬剤。シーリング材は、構造体の目地、間隙部分に充填して防水性、気密性などの機能を発揮させる材料で施工時には粘着性のある不定形材料の総称。接着剤、粘着剤、シーリング材に使用する溶剤は、#103 を選択する。</p> <table border="1" data-bbox="526 804 2145 1101"> <tr><td>a</td><td>接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂</td></tr> <tr><td>b</td><td>バインダー成分前駆体（モノマー・オリゴマー・プレポリマー等、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤）</td></tr> <tr><td>c</td><td>可塑剤、充填剤</td></tr> <tr><td>d</td><td>安定化剤（老化防止剤等）</td></tr> <tr><td>e</td><td>皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤</td></tr> <tr><td>f</td><td>表面調整剤、乳化剤、分散剤</td></tr> <tr><td>g</td><td>防腐剤、防かび剤、抗菌剤</td></tr> <tr><td>h</td><td>難燃剤、導電剤</td></tr> <tr><td>z</td><td>その他</td></tr> </table>	a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂	b	バインダー成分前駆体（モノマー・オリゴマー・プレポリマー等、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤）	c	可塑剤、充填剤	d	安定化剤（老化防止剤等）	e	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤	f	表面調整剤、乳化剤、分散剤	g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤	h	難燃剤、導電剤	z	その他
a	接着剤用樹脂、粘着剤用樹脂、シーリング材用樹脂																			
b	バインダー成分前駆体（モノマー・オリゴマー・プレポリマー等、硬化剤、硬化促進剤、開始剤、カップリング剤）																			
c	可塑剤、充填剤																			
d	安定化剤（老化防止剤等）																			
e	皮張り防止剤、増粘剤、消泡剤、ブロッキング防止剤、平滑剤																			
f	表面調整剤、乳化剤、分散剤																			
g	防腐剤、防かび剤、抗菌剤																			
h	難燃剤、導電剤																			
z	その他																			

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成30年9月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例(詳細用途分類)																		
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	<p>レジスト材料は、主に工業用途(半導体等の電子材料の加工や印刷版の製造など)で使用される、物理的、化学的処理に対する保護膜、及びその形成に使用される物質で、直接必要な部分のみ印刷するレジストインキも含む。</p> <p>レジストの種類(光/熱硬化型別):レジスト膜の生成方法としては、主として感光型と感熱型(熱硬化型)がある。</p> <p>レジストの種類(用途別):具体的な用途の分類例としては、フォトレジスト(電子回路製造、印刷版製造など)、スクリーン印刷レジスト、エッチングレジスト、めっきレジスト、ソルダーレジストなどがある。</p> <p>フォトレジストとは、半導体の微細加工などに利用される感光性でかつ耐食性の薬剤。露光すると感光部が溶剤に可溶になるポジ形と不溶性となるネガ形のレジストがある。感光性物質が溶剤によって取り去られて露出した下地面の部分に選択的なエッチングや不純物の拡散を行うことができる。フォトレジストにはフィルム状のものと液状のものがあり、前者をドライフィルム、後者を液状レジストという。</p> <p>写真材料は、光、放射線、粒子線などのエネルギーを用いて感光物質上に視覚的に識別でき、かつ、ある期間持続性のある記録された画像(写真)及びその形成、に使用される物質のこと。</p> <p>印刷版材料は、画像部と非画像部からなり画像部だけに選択的に印刷インキを受容させ、これを紙などの上に転移させて印刷画像を形成するための媒体(印刷版)及びその形成、に使用される物質。</p> <table border="1" data-bbox="526 523 2148 831"> <tr><td>a</td><td>感光性・感電子性樹脂(レジスト、印刷版等)</td></tr> <tr><td>b</td><td>感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー・プレポリマー</td></tr> <tr><td>c</td><td>感光剤、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤</td></tr> <tr><td>d</td><td>色素形成カプラー(カラー写真用)</td></tr> <tr><td>e</td><td>乳化剤、分散剤</td></tr> <tr><td>f</td><td>定着剤、安定化剤</td></tr> <tr><td>g</td><td>硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤</td></tr> <tr><td>h</td><td>現像剤、水溶性処理薬剤、レジスト剥離剤</td></tr> <tr><td>z</td><td>その他</td></tr> </table>	a	感光性・感電子性樹脂(レジスト、印刷版等)	b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー・プレポリマー	c	感光剤、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤	d	色素形成カプラー(カラー写真用)	e	乳化剤、分散剤	f	定着剤、安定化剤	g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤	h	現像剤、水溶性処理薬剤、レジスト剥離剤	z	その他
a	感光性・感電子性樹脂(レジスト、印刷版等)																			
b	感光性・感電子性樹脂のモノマー・オリゴマー・プレポリマー																			
c	感光剤、光重合開始剤、光酸発生剤、光塩基発生剤																			
d	色素形成カプラー(カラー写真用)																			
e	乳化剤、分散剤																			
f	定着剤、安定化剤																			
g	硬化剤、増感剤、減感剤、架橋密度向上剤、重合開始剤、レジスト添加剤																			
h	現像剤、水溶性処理薬剤、レジスト剥離剤																			
z	その他																			
125	合成繊維又は繊維処理剤	<p>合成繊維は、合成高分子化合物から造られる繊維のことで、繊維製品とは紡糸(紡績)、撚糸、織編、染色及び縫製の各工程を経て製造される製品や不織布をいう。なお、無機材料からなる繊維、例えばガラス繊維は#130、炭素繊維、シリコンカーバイド繊維、ロックウール、スラッグ繊維等は#131を選択する。</p> <p>①紡糸(紡績)とは、低分子化合物(モノマー)を多数結合(重合)させた合成高分子を液体にして紡糸口金(ノズル)から押し出し繊維にすることで、紡糸方法には熔融紡糸、乾式紡糸、湿式紡糸、ゲル紡糸及び液晶紡糸等がある。②撚糸とは、長繊維系(フィラメント系)や紡績系(スパン系)に撚(よ)りをかけること。③織編とは、糸を縦と横に組み合わせ一定の規則によって交錯し平面上に仕上げる製織/編目を経方向又は緯方向に連続して布を形成する製編のこと。④染色とは、繊維材料に化学的・物理的加工を施して色や模様、機能性や感性を付与し全体の商品価値を高めることで、染色加工には準備、染色、仕上の各工程がある。⑤縫製とは、1枚又は複数枚の布を針と糸でかがったり、縫い合わせて製品を作ることで、糸と針を用いられること以外に接着、溶着などの方法もある。</p> <p>繊維処理剤は、各種繊維製品の加工・処理工程で用いられる添加剤、加工助剤の薬剤のことで、天然繊維に用いられる加工・処理薬剤も該当する。</p> <p>なお、繊維処理剤の溶剤については、その繊維処理操作と機能が類似する用途が設定されている場合は、その用途を選択する。例えば、コーティングする薬剤の溶剤は#102-d、洗浄剤の溶剤は#106-z、紡糸用溶剤は#107-b、および繊維樹脂内部に薬剤を含ませるために用いる溶剤は#107-d、等を選択する。</p> <table border="1" data-bbox="526 1155 2148 1452"> <tr><td>a</td><td>成形品基材(合成繊維、不織布)</td></tr> <tr><td>b</td><td>着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤</td></tr> <tr><td>c</td><td>集束剤</td></tr> <tr><td>d</td><td>防炎剤、難燃剤</td></tr> <tr><td>e</td><td>含浸補強剤、染料固着剤(フィックス剤)</td></tr> <tr><td>f</td><td>帯電防止剤、親水加工剤</td></tr> <tr><td>g</td><td>柔軟仕上げ剤</td></tr> <tr><td>h</td><td>形態安定加工剤</td></tr> <tr><td>i</td><td>撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤</td></tr> </table>	a	成形品基材(合成繊維、不織布)	b	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤	c	集束剤	d	防炎剤、難燃剤	e	含浸補強剤、染料固着剤(フィックス剤)	f	帯電防止剤、親水加工剤	g	柔軟仕上げ剤	h	形態安定加工剤	i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤
a	成形品基材(合成繊維、不織布)																			
b	着色剤(染料、顔料)、蛍光増白剤																			
c	集束剤																			
d	防炎剤、難燃剤																			
e	含浸補強剤、染料固着剤(フィックス剤)																			
f	帯電防止剤、親水加工剤																			
g	柔軟仕上げ剤																			
h	形態安定加工剤																			
i	撥水剤、撥油剤、防水加工剤、防汚加工剤																			

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成 30 年 9 月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）																									
		j	抗菌剤、変色防止剤、紫外線吸収剤																								
		k	紡糸・紡績・織編油剤、紡糸・紡績・織編油助剤																								
		l	洗浄剤、精練洗浄剤（ソーピング剤）、潤滑剤																								
		m	キレート剤																								
		n	漂白剤、抜染剤																								
		o	均染剤、浸透剤、促染剤（染色助剤）、媒染剤、捺染用糊剤																								
		p	乳化剤、分散剤、消泡剤																								
		q	マーセル化助剤																								
		r	糊抜き剤																								
		z	その他																								
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	<p>紙とは、植物繊維その他の繊維をこう着させて製造したものをいい、ここでは素材として合成高分子を用いた合成紙のほか、繊維状無機材料を配合した紙は含まない。紙製造用薬品は、その紙を製造する際に用いられる薬剤。ただし、感圧紙、感熱紙に用いられる薬剤は、#116 を選択する。パルプとは、木材その他の植物から機械的又は化学的処理によって抽出したセルロース繊維の集合体。パルプ製造用薬品は、木材その他の植物からパルプを得る際に用いられる薬剤。</p> <table border="1" data-bbox="526 630 2148 1037"> <tbody> <tr> <td data-bbox="526 630 582 662">a</td> <td data-bbox="582 630 2148 662">着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 662 582 694">b</td> <td data-bbox="582 662 2148 694">サイズ剤、定着剤、填料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 694 582 726">c</td> <td data-bbox="582 694 2148 726">コーティング剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 726 582 758">d</td> <td data-bbox="582 726 2148 758">防炎剤、難燃剤、帯電防止剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 758 582 790">e</td> <td data-bbox="582 758 2148 790">紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 790 582 821">f</td> <td data-bbox="582 790 2148 821">撥水剤、撥油剤、防水加工剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 821 582 853">g</td> <td data-bbox="582 821 2148 853">嵩高剤、柔軟剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 853 582 885">h</td> <td data-bbox="582 853 2148 885">蒸解薬液、pH調節剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 885 582 917">i</td> <td data-bbox="582 885 2148 917">スライムコントロール剤（防腐剤）、ピッチコントロール剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 917 582 949">j</td> <td data-bbox="582 917 2148 949">漂白剤、漂白浴安定剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 949 582 981">k</td> <td data-bbox="582 949 2148 981">乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 981 582 1013">z</td> <td data-bbox="582 981 2148 1013">その他</td> </tr> </tbody> </table>		a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤	b	サイズ剤、定着剤、填料	c	コーティング剤	d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤	e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤	f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤	g	嵩高剤、柔軟剤	h	蒸解薬液、pH調節剤	i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ピッチコントロール剤	j	漂白剤、漂白浴安定剤	k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤	z	その他
a	着色剤（染料、顔料）、蛍光増白剤																										
b	サイズ剤、定着剤、填料																										
c	コーティング剤																										
d	防炎剤、難燃剤、帯電防止剤																										
e	紙力増強剤、歩留向上剤、固着剤（フィックス剤）、防錆剤																										
f	撥水剤、撥油剤、防水加工剤																										
g	嵩高剤、柔軟剤																										
h	蒸解薬液、pH調節剤																										
i	スライムコントロール剤（防腐剤）、ピッチコントロール剤																										
j	漂白剤、漂白浴安定剤																										
k	乳化剤、分散剤、消泡剤、脱墨剤、洗浄剤																										
z	その他																										
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	<p>プラスチックは、高分子化合物を主原料として人工的に有用に形作った固体で、合成皮革・人工皮革及び合成紙を含むが、繊維、ゴム、塗料、接着剤などは除く。プラスチック添加剤は、プラスチックの機能や生産性、安定性等の特性などを向上させるために添加される薬剤。プラスチック加工助剤は、プラスチックの加工時に、その加工性や作業性を向上させるために用いられる薬剤。ただし、発泡剤は#108（物理発泡剤）、#121（化学発泡剤）を選択する。また、構造材料ではなく、電気・電子材料として用いられるプラスチックは、#138 を選択する。具体的用途（例えば、塗料（#115-a）、インキ、複写用薬剤（トナー等）（#116-a）、接着剤（#123-a）、レジスト材料（#124-a）、繊維処理剤（#125-a）、ゴム（#128-a）、等）が使用されることが分かっている場合には、#127 とはせず、当該用途を優先して選択する。着色剤は#111 を選択する。</p> <table border="1" data-bbox="526 1300 2148 1463"> <tbody> <tr> <td data-bbox="526 1300 582 1332">a</td> <td data-bbox="582 1300 2148 1332">成形品基材（プラスチック、合成皮革・人工皮革、合成紙、発泡体）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1332 582 1364">b</td> <td data-bbox="582 1332 2148 1364">高吸水性材料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1364 582 1396">c</td> <td data-bbox="582 1364 2148 1396">可塑剤、乳化剤、分散剤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1396 582 1428">d</td> <td data-bbox="582 1396 2148 1428">安定化剤（酸化防止剤等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1428 582 1463">e</td> <td data-bbox="582 1428 2148 1463">充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤</td> </tr> </tbody> </table>		a	成形品基材（プラスチック、合成皮革・人工皮革、合成紙、発泡体）	b	高吸水性材料	c	可塑剤、乳化剤、分散剤	d	安定化剤（酸化防止剤等）	e	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤														
a	成形品基材（プラスチック、合成皮革・人工皮革、合成紙、発泡体）																										
b	高吸水性材料																										
c	可塑剤、乳化剤、分散剤																										
d	安定化剤（酸化防止剤等）																										
e	充填剤、希釈剤、ポリマー分解促進剤																										

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成 30 年 9 月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）																				
130	ガラス、ほうろう又はセメント [着色剤は#111]	<p>ガラス、ほうろう、セメントは、ここではガラス、ほうろう、セメント製造用の調合・成形原材料を指す。ただし、これらの原材料を合成する原料は#101-aを、着色剤は#111を選択する。</p> <p>ガラスは、高温で熔融状態にあったものが急速に冷却されて結晶化せずに固化したもの（一部結晶を析出させた結晶化ガラスも含む）又はその状態。無定形状態の一つで立体的な網目構造をとる。ただし、電気・電子材料用途（光導波路材料も含まれる）のガラスおよび添加剤は、#138を選択する。</p> <p>ほうろうは、金属表面に強固にガラス層（膜）を被覆した複合材料。</p> <p>セメントは、水と反応して硬化する鉱物質の微粉末、大別するとポルトランドセメント、混合セメント及び特殊セメントに分けられる。</p> <p>ただし、ガラス、ほうろう及びセメントの原料及び添加剤のうち、天然物から化学反応を起こさせることなく（分離、精製等で）得た化合物の場合は、製造数量等の届出対象外である。</p> <table border="1" data-bbox="526 331 2148 667"> <tr><td>a</td><td>ガラス調合・成形原材料</td></tr> <tr><td>b</td><td>ガラス添加剤（強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等）</td></tr> <tr><td>c</td><td>ガラス加工助剤（離型剤、pH調節剤等）</td></tr> <tr><td>d</td><td>ほうろう調合・成形原材料</td></tr> <tr><td>e</td><td>ほうろう添加剤（絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等）</td></tr> <tr><td>f</td><td>ほうろう加工助剤（中和剤、ニッケル処理剤等）</td></tr> <tr><td>g</td><td>セメント調合原料</td></tr> <tr><td>h</td><td>セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）</td></tr> <tr><td>i</td><td>セメント加工助剤</td></tr> <tr><td>z</td><td>その他</td></tr> </table>	a	ガラス調合・成形原材料	b	ガラス添加剤（強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等）	c	ガラス加工助剤（離型剤、pH調節剤等）	d	ほうろう調合・成形原材料	e	ほうろう添加剤（絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等）	f	ほうろう加工助剤（中和剤、ニッケル処理剤等）	g	セメント調合原料	h	セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）	i	セメント加工助剤	z	その他
a	ガラス調合・成形原材料																					
b	ガラス添加剤（強化剤、集束剤、防曇剤、紫外線カット剤等）																					
c	ガラス加工助剤（離型剤、pH調節剤等）																					
d	ほうろう調合・成形原材料																					
e	ほうろう添加剤（絵付け用転写剤、フリット配合薬剤等）																					
f	ほうろう加工助剤（中和剤、ニッケル処理剤等）																					
g	セメント調合原料																					
h	セメント添加剤（混合材、膨張剤、固化剤等）																					
i	セメント加工助剤																					
z	その他																					
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス [着色剤は#111、電子用ファインセラミックスは#138、#139]	<p>陶磁器、耐火物、ファインセラミックスは、陶磁器、耐火物、ファインセラミックス製造用の調合・成形用の原材料を指す。ただし、これらの原材料を合成する原料は#101-aを、着色剤は#111を選択する。</p> <p>陶磁器（セラミックス）は、土又は石などの天然原料や人工原料を成形、焼成したもの。</p> <p>耐火物は、1500℃以上の耐火度をもつ非金属物質又はその製品（ただし金属が一部使用されているものも含まれる）。</p> <p>ファインセラミックスは、目的機能を発揮させるために、化学組成、微細組織、形状及び製造工程を精密に制御して製造した機能性セラミックスである。ただし、電気・電子材料用途のファインセラミックスは、#138、#139を選択する。</p> <p>また、陶磁器、耐火物及びファインセラミックスの原料及び添加剤のうち、天然物から化学反応を起こさせることなく（分離、精製等で）得た化合物の場合は、製造数量等の届出の対象外である。</p> <table border="1" data-bbox="526 930 2148 1098"> <tr><td>a</td><td>陶磁器・耐火物・ファインセラミックスの調合・成形原材料</td></tr> <tr><td>b</td><td>陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤（焼結助剤等）</td></tr> <tr><td>c</td><td>成形助剤（バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、乳化剤、分散剤等）</td></tr> <tr><td>d</td><td>滑剤、離型剤</td></tr> <tr><td>z</td><td>その他</td></tr> </table>	a	陶磁器・耐火物・ファインセラミックスの調合・成形原材料	b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤（焼結助剤等）	c	成形助剤（バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、乳化剤、分散剤等）	d	滑剤、離型剤	z	その他										
a	陶磁器・耐火物・ファインセラミックスの調合・成形原材料																					
b	陶磁器添加剤、耐火物添加剤、ファインセラミックス添加剤（焼結助剤等）																					
c	成形助剤（バインダー、増粘剤、可塑剤、潤滑剤、乳化剤、分散剤等）																					
d	滑剤、離型剤																					
z	その他																					
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	<p>研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤は、研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤製造用の調合・成形原材料を指す。切削工具（超硬工具）、耐摩耗部材（超硬合金）もここに該当する。ただし、これらの原材料を合成する原料は、#101-aを選択する。</p> <p>研削砥石は、人造研削材と結合材からなり、粗加工用（研削工具）として用いられる。</p> <p>研磨剤は、砥粒（研磨材）を水や油に分散させた液状又はペースト状のもので、仕上加工用として用いられる。ただし、固体の研磨剤を使わない電解研磨や化学研磨で用いられる薬剤は#134-gを選択する。</p> <p>摩擦材は、摩擦抵抗により、動力の伝達、運動の停止を行う材料で、金属摩擦材（焼結金属等）と有機質摩擦材（ウーブン系、モールド系、ペーパー系）がある。有機質摩擦材は、金属、無機物等の充填剤をフェノール樹脂等で固めたもので、金属摩擦材は、金属や合金のマトリックスの中に充填剤を添加し、圧粉成形体として焼結したもの（焼結金属）など。</p> <p>固体潤滑剤は、相対運動する材料表面の損傷を防止したり、摩擦・摩耗を低減するために粉末又は薄膜で利用される固体で、直接樹脂材料などと複合化し乾性状態で用いられる方法と、オイルやグリースなどの液体潤滑剤又は半固体潤滑剤に分散させて用いられる方法がある。ただし、後者の用途（液体、半固体）は、それぞれ該当する用途番号（#136-e又は#137-d）を選択する。</p> <p>着色剤は#111を選択する。</p>																				

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成 30 年 9 月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）	
	[着色剤は#111]	a	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤の調合・成形原材料
		b	研削砥石・研磨剤・摩擦材・固体潤滑剤の添加剤（バインダー、増粘剤、研磨助剤、乳化剤、分散剤、摩擦調整剤、潤滑剤等）
		c	滑剤、離型剤
		z	その他
133	金属製造加工用資材 [金属の合成原料は#101、着色剤は#111、表面処理は#134、溶接・ろう接は#135、金属加工油は#137]		金属製造加工用資材は、金属製造業の金属製錬後から金属加工までの製造工程の製錬・精錬（#146）以外で使用される金属添加剤と金属加工助剤をいう。なお、合金の製造加工も含まれる。ただし、金属製造業の分離・精製プロセス剤は #146 を選択する。 また、金属の合成原料は#101、着色剤は#111、表面処理は#134、溶接・ろう接は#135、金属加工油は#137 を選択する。
		a	金属用添加剤（接種剤等）
		b	加工助剤（フラックス等）
		c	鑄造用粘結剤、鑄造用硬化剤、鑄造用添加剤
		d	鑄造用離型剤、鑄造用塗型剤
		z	その他
134	表面処理剤 [#104-106,112-117,123-132,138,144を除く]		表面処理剤は、材料の表面の状態を変えることによって、表面の性質を変えたり、新しい機能を付加するために用いられる薬剤。 乾式及び湿式の表面処理技術は、表面処理によって材料の寸法が増大する技術としてめっき（電鍍法も含む）、化成処理及び溶射処理、寸法が変化しない技術として表面硬化処理と表面フッ化処理、及び寸法が減少する技術としてエッチング等の表面削除・清浄処理がある。表面処理剤の具体的詳細用途が別途設定されている場合には、#134 とはせず、当該用途を優先して選択する。他に設定されていない場合には、#134 に該当する。 たとえば、金属洗浄剤（#104）、その他の洗浄剤（#106）、水系洗浄剤（#112）、クリーニング洗浄剤（#105）、水系洗浄剤（#113）、ワックス（#114）、塗料・コーティング剤（#115）、インキ、複写用薬剤（#116）、船底塗料用・漁網用防汚剤（#117）、接着剤・粘着剤・シーリング材（#123）、レジスト材料・写真材料・印刷版材料（#124）、合成繊維、繊維処理剤（#125）、紙・パルプ薬品（#126）、プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤（#127）、合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤（#128）、皮革処理剤（#129）、ガラス、ほうろう、セメント（#130）、陶磁器、耐火物、ファインセラミックス（#131）、研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤（#132）、電気・電子材料[対象材料の製造用プロセス材料を含む]（#138）、建設資材、建設資材添加物（#144）は、それらが表面処理のために用いられる場合であっても、表面処理剤（#134）とはせず、それぞれ該当する用途番号を選択する。半導体製造プロセスのドーピングガス等は#138-b を選択する。 また、たとえ表面処理（#134）の前処理・後処理に用いられる脱脂・洗浄剤であっても、非水系、準水系洗浄剤は金属洗浄剤（#104）及びその他の洗浄剤（#106）を、水系洗浄剤は水系洗浄剤（#112）を選択する。
		a	めっき薬剤（皮膜成分原料）
		b	めっき浴添加剤（光沢付与剤、煙霧防止剤、無電解めっきの還元剤等）
		c	化成処理薬剤
		d	真空めっき（蒸着等）薬剤、溶射処理薬剤
		e	表面硬化処理（浸炭、窒化等）薬剤
		f	表面フッ素化処理薬剤、表面シリル化処理薬剤
		g	エッチング処理薬剤、スパッタリング処理薬剤、プラスト処理薬剤
		z	その他
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料		溶接材料は、溶接金属以外の溶接に用いられる材料。 ろう接材料は、ろう接金属及びはんだ金属以外のろう接に用いられる材料。 溶断材料は、溶断用ガスのこと。 なお、フラックス溶剤は#107-d を選択し、母材やフラックス槽などの洗浄用溶剤は#104 又は#106 を選択する。 溶接とは、2個以上の部材を、接合される部材間に連続性があるように、熱、圧力又はその両方によって一体にする操作。 ろう接とは、ろう（450℃以上の高い融点をもつ、ろう接溶加材、硬ろうともいう）又は、はんだを用いて、母材をできるだけ溶融しないでぬれ現象で接合する、ろう付及びはんだ付の総称。 溶断とは、金属素材を融点以上に加熱し切り離す技術。

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成 30 年 9 月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）	
		a	溶接フラックス
		b	ろう接フラックス(酸化防止剤等)
		c	溶接用ガス、溶断用ガス
		z	その他
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤 [プロセス油の基油・添加剤は #128] [#137 を除く]		作動油は、油圧機器又は油圧系統で動力伝達媒体として使用される油剤。 絶縁油は、電気絶縁性を持つ油剤。 潤滑油剤は、接触する固体間の相対運動を円滑にする油剤。 プロセス油、プロセス油添加剤は #128 を、金属加工油、防錆油は #137 を選択する。 なお、石油精製等の製造プロセス調節剤は #110 を選択する。
		a	作動油の基油、潤滑油剤の基油
		b	絶縁油の基油
		(廃止)	
		d	グリース増ちょう剤
		e	作動油添加剤、潤滑油剤添加剤
		f	絶縁油添加剤
		(廃止)	
		z	その他
137	金属等加工油又は防錆油		金属加工油は、切削油、研削油、圧延油、プレス油、熱処理油、鍛造油等の金属加工に用いられる油剤。なお、金属材料以外の無機材料やプラスチック材料の加工で用いられる加工油(切削油、研削油、研磨油)もここに含まれる。 切削油とは、切削加工で工具と被削材の表面を潤滑、冷却、洗浄、仕上げ面保護を行う油剤。JIS 規格では不水溶性切削剤(鉱油に油脂類を添加した混合油と極圧剤を添加した極圧油がある)と水溶性切削油(「エマルジョン」、「ソリュブル」、「ソリューション」がある)に分類されている。なお、類似用途の研削油、研磨油もここに該当する。 圧延油とは、金属材料を圧延加工するときに潤滑性を向上させるために用いられる油剤。ソリュブル油(油脂類+水、油脂+鉱油+水)と鉱油系油(鉱油+油性剤)がある。 プレス油とは、プレスを用いて材料を変形加工するとき、工具と被加工材の界面に働く摩擦力の制御と表面損傷を防止する油剤。 熱処理油とは、鋼材の焼き入れや焼き戻しに際して冷却剤あるいは保温媒体として用いられる油剤。JIS 規格では油剤の使用温度で3分類しており、1 種はコールドクエンチ油で冷却性が高く硬化し難い処理物の処理に、2 種及び 3 種はマルクエンチ油で冷却性が低く歪みを抑制したい処理に使用する。 また、JIS 規格以外に水溶性焼き入れ油なども広く使われている。 焼き入れとは、金属製品を所定の高温状態から急冷する処理。 焼き戻しとは、焼き入れで生じた組織を変態(温度を上昇又は下降させた場合などに、ある結晶構造から他の結晶構造に変化する現象)又は析出させて、安定な状態に近づけ、所定の性質及び状態を得るために適切な温度に加熱、急冷する操作。 不水溶性切削油剤とは、水に希釈せずに使用する切削油剤。 防錆油は、腐食抑制剤を主として石油系基油に添加した防錆油(不水溶性型とエマルジョン型がある)と、水をベース成分として油分を含まない水溶性防錆剤(ソリューション型)があり、金属加工部品の一時的防錆を主目的としたものである。防錆油の JIS 規格では、溶剤希釈型(油膜調整剤+防錆添加剤+石油系溶剤の乾燥型/屋内、屋外の錆止め)、ペトロラタム型(軟質ワックス+潤滑油+防錆添加剤の半固体・不乾燥型/軸受等の錆止め)、潤滑油型(潤滑油+防錆添加剤の液膜・不乾燥型/金属材料や内燃機関の錆止め)、指紋除去型(溶剤希釈剤型+水溶性有機溶剤又は界面活性剤等)、酸化性(常温で気化する防錆剤を含む錆止め/気相接触部分の錆止め)に分類されている。 なお、石油精製等の製造プロセス調節剤は #110 を選択する。
		a	水溶性金属加工油の基油
		b	不水溶性金属加工油の基油、防錆油の基油
		c	水溶性金属加工油添加剤
		d	不水溶性金属加工油添加剤、防錆油添加剤
		z	その他

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成 30 年 9 月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）	
		b	金属イオン捕捉剤、金属イオン封鎖剤、硬水軟化剤
		c	イオン交換体（有機及び無機イオン交換体）、分離膜
		d	酸化剤、還元剤、pH調節剤
		e	消泡剤、凝集剤、濾過助剤、脱水助剤、イオン交換樹脂再生剤
		z	その他
141	乾燥剤又は吸着剤	気体や液体を吸着又は吸収して物質を分離や除去するために用いられる液体や固体の薬剤を吸着剤又は吸収剤という。なお、吸着・吸収される物質が水の場合を乾燥剤という。	
		a	乾燥剤、脱水剤
		b	吸着剤（脱臭剤、脱硝剤、ガス吸着剤等）
		c	吸収剤（脱酸素剤等）
		z	その他
142	熱媒体	熱媒体は、装置を一定の操作温度に維持するための加熱や冷却を行うために用いられる薬剤。一般的には物理的、化学的に安定な物質で、熱源と被加熱体間の伝熱の仲介に使われる。熱油、温水、有機熱媒体、熔融塩 HTS、熔融金属などの液状熱媒体と加熱水蒸気、煙道ガス、空気などのガス状熱媒体とがある。	
		a	冷媒、冷却剤
		b	熱媒、加熱剤
		z	その他
143	不凍液	不凍液は、機関冷却水の凍結防止や集熱器、配管の凍結破損の防止のために冷却媒体（水）に添加される薬剤。冷却装置のさび止め・防食なども兼ねる場合が多い。不凍剤の慣用語である。	
		a	不凍液（LLC等）
		b	防錆剤、防食剤
		z	その他
144	建設資材又は建設資材添加物	<p>ここでいう「建設資材」は、土木建築に関する工事に使用する資材であって、他に用途分類が設定されていない資材に限定する。したがって、合成繊維（#125）、プラスチック（#127）、合成ゴム（#128）、ガラス・ほうろう・セメント（#130）、陶磁器・耐火物・ファインセラミックス（#131）、等は、それぞれの用途番号等を選択する。</p> <p>ここでいう建設資材添加物は、建設資材へ添加される混和材料や木材改質剤等を指す。ただし、建設資材の添加物として用いられる着色剤（#111）、ワックス（#114）、塗料・コーティング剤（#115）、接着剤・粘着剤・シーリング剤（#123）、等は、それぞれの用途番号等を選択する。</p> <p>混和材料とは、セメント、水、骨材以外の材料で、コンクリートやモルタルなどに特別な性質を与えるために、打ち込みを行う前までに必要に応じて加えられる材料。混和材料には、混和剤と混和材がある。</p> <p>混和剤とは、混和材料の中で、使用量が少なく、それ自体の容積がコンクリートやモルタルなどの練上がり容積に算入されないもの。（例：#144-b 参照）</p> <p>混和材とは、混和材料の中で、使用量が比較的多く、それ自体の容積がコンクリートやモルタルなどの練上がり容積に算入されるもの。（例：フライアッシュ、シリカフェーム、高炉スラグ微粉末、膨張剤等）</p> <p>モルタルとは、セメント、水、細骨材及び必要に応じて加える混和材料を構成材料とし、これらを練混ぜその他の方法によって混合したもの、又は硬化させたもの。</p>	
		a	表面硬化剤
		b	コンクリート混和剤（強化剤、減水剤）
		c	離型剤、消泡剤
		d	木材補強含浸剤、木質板添加剤
		e	防汚剤〔#117-b,c を除く〕、防水剤、撥水剤
		f	建設資材
		z	その他
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	散布剤は、環境中（大気、水域、土壌）へ散布することによって機能を発揮する薬剤の総称。土壌改良剤、凍結防止剤など土木資材・農業資材・公園資材用などが該当する。埋立処分前処理薬剤は、煤じん、飛灰などを廃棄物処分場に埋め立てる前に無害化したり、環境中に飛散しないために散布する薬剤の総称。	

少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類解説資料（平成 30 年 9 月）

用途番号	用途分類	用途分類定義、説明と用途例（詳細用途分類）	
		a	凍結防止剤（融雪剤等）
		b	土壌改良剤、地盤改良剤
		c	消火剤
		d	人工降雨剤
		e	油処理剤
		f	粉塵結合剤、粉塵防止剤、煤塵処理剤
		z	その他
146	分離又は精製プロセス剤	<p>分離プロセス剤又は精製プロセス剤の内、鉱業や金属製造業の製錬・精錬で用いられて、鉱石や粗金属からこれらの不純物金属等を分離除去する工程で用いられる薬剤がここに該当する。金属以外（石炭・石油など）の分離・精製で用いられる薬剤は、#110 を選択する。分離・精製用溶剤は#107 を選択する。</p> <p>鉱業は、地中から人間生活に役立つ鉱物（石油、石炭などの燃料鉱物、金、銀、鉄鉱などの金属鉱物、硫黄、リンなどの非金属鉱物等）を採取する産業で、採鉱、選鉱の段階に分れる。</p> <p>金属製造業は、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、金属の製錬及び精製を行う工業、金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う工業及び金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する工業に 3 分類されるが、ここでは第 1 分類（製錬、精錬まで）だけが該当し、第 2 分類、第 3 分類は # 133 を選択する。</p> <p>粗鉱とは、採掘されたままの鉱石。</p> <p>精鉱とは、選鉱の結果得られる高品位物の産物で、製錬原料または工業原料として直接使用できる程度に品位が高められた鉱石。製錬とは、鉱石を還元することによって金属を取り出す過程のことである。製錬によって取り出された金属は純度が低い場合が多く、純度を高めるために精錬が必要な場合がある。</p> <p>精錬とは、不純物の多い金属から純度の高い金属を取り出す過程のことである。</p>	
	(鉱業又は金属製造業に使用されるものに限る。) [分離・精製用溶剤は#107]	a	浮選剤（捕収剤、起泡剤、条件剤）、金属浸出剤
		b	凝集剤、乳化剤、分散剤、金属捕捉剤
		z	その他
147	燃料又は燃料添加剤	<p>燃料は、熱エネルギーを発生する薬剤で、石炭、石油などの化石燃料、生産活動により発生する副生燃料などが該当する。なお、燃料電池の燃料もここに該当する。</p> <p>詳細用途 b～z の燃料添加剤等は、燃料に加えられる薬剤の総称である。なお、燃料及び燃料添加剤等のうち、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第 5 項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質」に示される化学物質（届出不要の化学物質）以外は製造数量等の届出が必要である。</p> <p>ウラン等の核燃料物質（放射性物質）は、化審法対象外である。</p> <p>なお、石油精製等の燃料製造プロセス調節剤は#110 に該当する。</p> <p>固形燃料は#121 を選択する。</p>	
	[固形燃料は#121]	a	燃料
		b	燃料添加剤（清浄分散剤、酸化防止剤、粘度指数調整剤、摩擦低減剤、防錆剤等）
		c	燃焼改良剤（燃焼促進剤、セタン価向上剤、アンチノック剤等）
		d	氷結防止剤、着臭剤
		z	その他
上記以外			
198	その他の原料、その他の添加剤	用途番号#101～147 に該当しない用途。用途不明の場合が該当する。	
		z	その他の原料、その他の添加剤
199	輸出用のもの	a	輸出用のもの

※ 少量新規・低生産量審査特例制度では、#198 は選択できないことに注意。